

令和6年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和6年6月11日 午後1時22分 開 議

出席委員

委員長	櫻井健一
副委員長	井出有史
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博生
委員	久松公生
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋謙
副市長	飯塚一政
市長公室長	横田茂
総務部長	中泉栄一
市民部長	廣原正則
保健福祉部長	川原場宗徳
産業経済部長	貝塚裕行
教育部長	加藤洋一
消防長	本橋一夫
政策経営課長	神野厚
情報政策課長	田中英昭
危機管理課長	大和田浩
検査管財課長	岩井雄一郎

税 務 課 長	元 木 義 和
国保年金課長	豊 崎 良 憲
市 民 課 長	小 池 陽 子
社会福祉課長	山 口 浩 史
介護長寿課長	越 渡 貴 之
子育て支援課長	関 克 明
健康増進課長	渡 邊 有 美
地域未来投資推進課長	石 毛 一 朗
観 光 課 長	猪 俣 直 宏
学校教育課長	斎 藤 隆 男
生涯学習課長	乾 文 彦
スポーツ振興課長	由 波 大 樹
消防総務課長	鈴 木 薫
総務部企画監	服 部 光 浩

出 席 書 記 名

議 会 総 務 課	鴻 巣 智 子
議 会 総 務 課	川原場 智
政 策 経 営 課	藤 澤 國 臣
危 機 管 理 課	齋 藤 成 晃

議 事 日 程

令和6年6月11日（火曜日）午後1時22分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）
- (2) 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- (3) 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (4) 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）
- (5) 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号））
- (6) 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））
- (7) 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号））
- (8) 議案第33号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第34号 かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第36号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第37号 消防団消防ポンプ自動車の取得について
- (13) 議案第38号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (14) 議案第40号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- (15) 発議第 2 号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開 会 午後 1時22分

○櫻井健一委員長

それでは、時間前ですけれども、始めさせていただきますよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和6年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。政策経営課 藤澤國臣君、危機管理課 齋藤成晃君、以上2名を追加して指名いたします。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和6年第2回定例会議案審査特別委員会、開催誠にありがとうございます。

審査いただく議案は全部で14件で、内訳は、承認案件が7件、条例に関する議案が2件、予算に関する

る議案が3件、財産の処分に関する議案が1件、その他の議案が1件です。

つきましては、担当部長から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ありがとうございました。

ここで市長は退席となります。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時23分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時23分]

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますよう、お願い申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけではなく、簡潔な説明と答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

本件でございますが、番号法の改正とその中身であります組織機構の表記、これを本法に合わせたということ、さらには、法律の施行日であります日にちが、政令で議会前の令和6年5月27日とする旨、定められましたので、早急に専決処分する必要があるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

改正前と改正後で文言の修正、つまり特定個人番号利用事務という名前と利用特定個人情報という、この文言の修正だけですか。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○情報政策課長（田中英昭君）

ただいまの質問でございますが、番号法の別表第2が削除されたことに伴いまして、佐藤委員のおっしゃるとおり特定個人番号利用事務と利用特定個人情報の文言に改めるものでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、2つの部署にまたがる案件であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の総務部税務課の質疑が終わった後に、討論及び採決をいたします。

それでは、承認第7号のうち、市長公室の所管に係る部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

議案概要書13ページでございます。

承認第7号でございますが、市長公室に関わる部分に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績額が確定したことに伴いまして、余剰分を国庫に返還するための歳出予算でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

定額減税に伴う住民税システム改修業務委託というのは、これはどういうことですか。説明してください。

○市長公室長（横田 茂君）

それは税務課のときにお願ひできればと思います。

○櫻井健一委員長

よろしいでしょうか、佐藤委員。

○佐藤文雄委員

税務課のときに質問します。

○櫻井健一委員長

ほかにごございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署にまたがる案件であるため、各部署への質疑を行い、本日審査予定の保健福祉部健康増進課の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論及び採決いたします。

それでは、議案第35号のうち、市長公室の所管に係る部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

議案概要書19ページでございます。

一般会計補正予算（第2号）、議案第35号でございます。

議案集79ページをお願いいたします。

まず、市長公室に係る歳入でございますけれども、定額減税の実施に伴いまして減収分を地方特例交付金として同額補填されるということでございますので、そのような措置をしております。

また、市債でございますが、議案集79ページの下になりますけれども、今回の補正では4件ほどございます。総務債、衛生債、労働債、商工債という4件でございます。

また、調整といたしまして繰越金を最後の調整として3900万円超を調整しております。

歳出でございますが、政策経営課長の神野からご説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○政策経営課長（神野 厚君）

それでは、私から歳出につきましてご説明いたします。

お手元の議案集の81ページをお開きください。また、議案概要書につきましては、22ページのナンバー2をご覧いただきたいと思っております。

議案集81ページの上から2段目にございます2款1項6目企画費の企画調整に要する経費につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして実施しました信用保証料の一部補助につきまして、市から信用保証料の2分の1に相当する額の補助を受け、県が実施する融資制度を受けられました72事業者のうち、繰上げ返済などにより最終履行期限前に完済し、茨城県信用保証協会などから信用保証料の払戻しを受けた20事業者から令和5年度に信用保証料補助金の一部が市に返還されましたので、これを国に返還するための経費としまして399万7000円を増額補正するものでございます。

次に、議案集の83ページをお開きください。

下から3番目にございます7款1項4目観光施設費の交流センター管理運営に要する経費につきましては、財源の振替によるものでございます。

内容といたしましては、かすみがうら未来づくりカンパニーにおきまして、霞ヶ浦ガストロノミーツアーリズムなどの新たな地域活性化事業を展開する上で市が相応の経営責任を負担していく観点から、出資比率を見直すために要した経費につきまして、当初一般財源で見込んでおりましたが、起債の対象になる見込みとなりましたことから一般財源から地方債に財源を振り替えるものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

議案集79ページの歳入で、いわゆる市民税ですか、所得割の1万円が減額されるけれども、地方特例交付金で国から補填されるということなんですか。

○市長公室長（横田 茂君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

金額がありますけれども、これは所得割を払っている個人の世帯数、どういう数字なのか、どういうふうな計算なのか教えていただけますか。

○政策経営課長（神野 厚君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

税務課でシステムを導入させていただきまして、それで算出しました金額を計上させていただいたものでございます。

○佐藤文雄委員

これは税務課のときに質問すればよろしいですね。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はありませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

議案集29ページ、タブレット端末の議案概要書7ページになります。

こちらでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、こちらの省令が改正されまして、本市の過疎地域において一定の事業用資産を取得した場合の固定資産税の課税を免除する適用期限、こちらを3年延長いたしまして、令和9年3月31日までとする改正をするものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

省令に従い本市の過疎地域、霞ヶ浦地区において一定の事業用資産を取得した場合の固定資産税の課税を免除とありますが、数値的なことは分かりますか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

こちらは、該当する資産を新たに購入した場合に、その事業者からの申請に基づいて免除ということになっておりますので、申請の実績によって免除の実績数値も変動します。

○佐藤文雄委員

過去にそういう実績がありましたか。あったら教えてください。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

令和４年度、令和５年度と過去２か年度で３件の申請がございました。

○佐藤文雄委員

その３件の固定資産税の免除、金額は分らないですか。令和４年度と令和５年度、２件あったんでしょう。その分、減免をするわけでしょう。その金額は教えていただけますか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

免除された税額については、およそでございますが総額で２００万円と伺っております。

○佐藤文雄委員

令和４年度と令和５年度合わせて２００万円。令和４年度は幾らで令和５年度は幾らかというのを教えていただけますか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

こちらの制度は、３年間免除となる制度でございます、令和４年度に２００万円、およそでございますが、令和５年度に２００万円となっております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３４号 かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（貝塚裕行君）

それでは、議案第３４号 かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、猪俣課長よりご説明させていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（猪俣直宏君）

それでは、議案第３４号 条例の制定について説明させていただきます。

議案概要書は17、18ページ、議案集は68から70ページでございます。

内容としましては、交流センターの附属施設である古民家江口屋の利用料金について統一するとともに、7月下旬にオープンを予定しております新たな宿泊施設水郷園につきまして、交流センターの附属施設として位置づけを行い、併せて料金を設定するものでございます。

古民家江口屋につきましては、交流人口、関係人口の拡大を目的としまして域外からの観光客を迎え入れる施設であることを基本としていること、また、これまでの宿泊実績等を鑑み市内外の区別をなくしてございます。

水郷園につきましては、インバウンドや首都圏の富裕層をターゲットに高いブランド力を目指すこととしており、霞ヶ浦ガストロノミーツーリズムとして新たに開発しております料理の提供をはじめ、高品質なサービスを提供する1棟貸し施設とすることで料金を高価格設定とし、収益性の向上により稼ぐ地域づくりを目指すこととしております。

これまでは、基本料金の0.5倍から1.5倍の範囲で指定管理者が料金を設定するとしておりましたが、市長の承認を得ることが前提ではありますが、繁忙期、閑散期に応じて運営主体が自由に料金を設定可能といたしました。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

以前も説明があったところだと思っていて、観光の面からしても交流人口、そしてインバウンド、富裕層。水郷園については、新しい取組で期待をしているところですが、もともと古民家江口屋に対しての当初の料金とか、あとは今後関連する施設ということで古民家江口屋と水郷園と2本の柱で進んでいて、ターゲット層は多少違うところはあるのかもしれないけれども、令和6年度どのぐらいの収益を見込んでいるのか、お伺いしたいのですが。

○観光課長（猪俣直宏君）

水郷園につきましては、初年度の売上げ、1400万円を目標としてございます。

○櫻井健一委員長

古民家江口屋の話も続けてお願いします。

○観光課長（猪俣直宏君）

古民家江口屋につきましては、令和5年度は1200万円ぐらいの売上げをしておりますので、同等以上を目指していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

古民家江口屋についても料金改正になっているわけですね。

当初の料金設定も一緒に教えてほしいんですけども。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時44分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時45分]

○観光課長（猪俣直宏君）

古民家江口屋につきましては、令和5年度の宿泊費を、当初大人7,700円を年度途中で9,700円に上げておりまして、宿泊料の実績として約900万円収入があった実績でございます。目標としましては9,700

円以上の設定にしながら、それ以上の売上げにしたいと考えているところでございます。

○矢口龍人委員

先ほどのお話だと料金をそれ以上設定できると、幅を持っているような言い方だったんですけれども、今の説明も何か9000幾らとか、ここにある改正後というのは大人7,500円となっているけれども、要するにこれ以上は取ることができるという意味合いですか。その辺、説明してくれますか。

○櫻井健一委員長

表をもつての説明でお願いしたいんですが。

○観光課長（猪俣直宏君）

表にございますように、今までは市内が大人5,000円、市外が7,500円として、これに対して1.5倍までの料金を上げられるような設定となっておりましたが、今後はその市内・市外の料金の区別をなくしまして、さらに市長の承認を得ることが前提となりますが、料金は幾らでも上げられるという形にしたところでございます。

○矢口龍人委員

いや、ですから幾らでも上げられるというのはどこに入っているんですか。条例のどこの項目に入っているのか。

○観光課長（猪俣直宏君）

議案概要書18ページでございます。古民家江口屋、水郷園の料金につきましては、別表に定める額を基準に0.5倍から1.5倍という基準だったのですが、それを削除するということでございます。市長の承認を得るのが大前提でございますが、設定ができるようになった次第でございます。

○矢口龍人委員

それならば、先ほどの年間1400万円見込みというのは、どこを基準にして1400万円というその読みができたのかということと、水郷園、古民家江口屋もそうですけれども、1週間のうちに営業日はいつで、何組まで入れて、ということを説明いただけますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

事業計画につきましては、今の指定管理者、かすみがうら未来づくりカンパニーとともに事業計画を今進めているところでございまして、かすみがうら未来づくりカンパニーの想定している設定料金で1400万円を目標としていこうということで事業計画、今まだ確定はしていないのですが、そういう方向で設定をしております。

また、休みの日ですが、基本的には予約は受け付けていますが、閑散期等に変更しながら予約日を設定している状況でございます。

○矢口龍人委員

事業計画ができれば議会にも報告していただきたいと思います。要望します。

○櫻井健一委員長

ガルーンに載せることは可能でしょうか。

○観光課長（猪俣直宏君）

こちらにつきましては、今月、かすみがうら未来づくりカンパニーの総会がありますので、決算が決まって事業計画ができましたらお示しさせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

料金設定についてはいろんな価値観があるので富裕層とかインバウンドを対象にするといえ、例えばそれが5万円でも10万円でも魅力があれば来てくれる方々はいっぱいいらっしゃると思うので、矢口

委員もおっしゃっていましたが、しっかり根拠を持って付加価値をつけた料金設定にしてもらって、もっと言えば古民家江口屋と水郷園、そのブランドの価値観の差別化もしていかなきゃいけないでしょうし、そういったところを近隣の関連施設だからこそしっかり分けながら、グランピングなんかもそうでしょうけれども、ターゲット層をしっかり絞って、来てもらった方には値段以上の幸福感をしっかりと与えられるような事業になるように。週末は、ホテルは宿泊料金が高くなるというのはもちろん当たり前のことですから、その辺も臨機応変に、市長の判断ということもあるでしょうけれども進めたいと思いますので、期待していますから今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○観光課長（猪俣直宏君）

今、櫻井繁行委員がおっしゃったことをよく肝に銘じて頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

先ほど目標で古民家江口屋が1200万円、水郷園が1400万円ということで、片方ではインバウンド、富裕層という形ですけれども、その差がこういうふうに出てきているというのは、ちょっと説明してもらえますか。

○観光課長（猪俣直宏君）

古民家江口屋につきましては、ゲストハウスということで1日に2組まで、4部屋ありますので人数を多く受け入れられるということ、水郷園につきましては、1棟貸しで静かなところで、少人数といっても4人、5人は泊まりますが、そこを差別化しておりますので売上額自体はそれほど変わらないということであります。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

方針は決まり次第提出いただきますようよろしくお願いします。

次に、議案第35号のうち、教育委員会の所管に係る部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（加藤洋一君）

学校教育課、斎藤課長よりご説明いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

議案第35号 一般会計補正予算（第2号）のうち、学校教育課所管の補正予算について説明いたします。

議案概要書は23ページ、ナンバー12をご覧ください。議案集につきましては、79ページをお願いいたします。

最初に、歳入について説明いたします。

上から3段目になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金、補正予算額としては12万1000円、教育支援体制整備事業費補助金となります。

この補助金につきましては、校内フリースクールの整備に対する補助金となります。歳出に関わる経費につきましては、当初予算において予算計上しているところですが、補助金の交付決定がなされたことから、このたび歳入予算のみ補正予算計上となるものでございます。補助率につきましては、事業費の3分の1となります。

続きまして、その2つ下の段になります。

21款諸収入、5項雑入、6目雑入、1節雑入、説明欄に記載のリーディングDXスクール事業委託金68万5000円となります。

この収入につきましては、GIGAスクールにおける学びの充実事業として、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践の創出、モデル化を図る取組に対する委託事業となります。この委託事業の公募に対し、霞ヶ浦中学校区として応募したところ、当該事業として採択されたことからその委託費収入を補正予算として計上するものとなります。委託費の助成割合は10分の10となります。

続きまして、議案集83ページをお願いいたします。

歳出となります。

83ページの一番下の段になります。

10款教育費、1項教育総務費、3目一般管理費、01教育総務事業、0101教育指導に要する経費68万9000円でございます。

先ほど歳入で説明させていただきましたリーディングDXスクール事業委託に係る経費となります。今回、霞ヶ浦中学校区が提案した事業内容といたしまして、生徒への学びや校務に生成AIを活用し、効果的な教育実践を図り、知見の蓄積を進めることとしております。生成AIという先進的なものを取り入れて事業研究をし、遠隔授業やICTを活用した授業実践するため、AI関連書籍やICT教育関連書籍の購入、ChatGPTや教育機関向けのZoomミーティングの利用に係る経費、教育研修会への講師謝礼、委託元への研修に参加するための旅費を計上しているところでございます。

続きまして、議案集84ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、02中学校管理運営事業、0205中学校教材備品整備に要する経費（財源振替）となっているものでございます。

こちらについては、先ほど歳入で説明させていただきました教育支援体制整備事業補助金を活用して校内フリースクールの整備に当たり必要な備品の購入を進めるものですが、購入に係る歳出予算は当初

予算から計上させていただいておりましたので、その財源は当初は一般財源としておりました。このたび、国庫補助金の交付決定がなされたことから一般財源から国庫支出金に財源の振替を行うものとなります。その内容につきましては、表の真ん中辺り、補正額の財源内訳と記載のある欄におきまして、国庫支出金が12万1000円の増となって、一般財源が12万1000円の減ということにしております。現在、教育振興備品購入費としてこちらの予算は220万円ほど当初予算に計上しておりますが、その220万円のうち36万円ほどをフリースクールの備品購入として含んでいるものでございます。その財源として、先ほど申し上げた3分の1の補助金を充当するものとなります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

説明があったリーディングDXスクール事業委託金68万5000円ですけれども、生成AIを導入するか、子どもたちに非常に教育にもいい環境になるともちろん期待をしておりますが、逆に言うと下稲吉中学校と千代田義務教育学校ではやられないと思うんですが、子どもたちの教育環境に差が出てしまう気もするのですが、どのようにお考えなのか、また、この1校だけになってしまった理由も分かっているとお伺いしたいんですけれども。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

こちらの事業は、実証実験中の文部科学省が民間の会社に委託を出しまして、それに手を挙げた学校が委託を受けて実践研究をするというものでございまして、文部科学省のホームページの情報を見ますと全国で200校ほどしか受けていない事業となります。近隣の状況も確認させていただきましたが、県内ですとつくば市とか那珂市とかで昨年度はやはり1校、もしくは今回、小学校と中学校合同でやるようなパターンということで、事例的にも、令和5年からこういった事業が始まって県内でも数少ない、あくまで実証実験ということで生成AIを使ってどんな授業ができるかというのを、知見をためるために現場に落としてどういう不都合があるとか、そういったものを調査研究するための事業ですので、これを全部一律にという性質のものではないものですから、今回霞ヶ浦中学校区、中学校と霞ヶ浦南小学校と霞ヶ浦北小学校と合同で実践事業を進めるという内容になっておるものですので、将来的にはこういったものが国で活用していくということになれば、平準的にどこも取り入れるということになってこようかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員

そこまで説明をいただければ最初に分かったと思いますので、いい面もあれば悪い面、一長一短あるということで理解をいたしました。

ただ、できればかすみがうら市内、小・中学校多いところではございませんので、それがいい方向なのか悪いほうにいくのかというのは、検証を行っていただきたいと思います。先進事例で取り組んでいくわけですから、校長会などでコンセンサスがとれればよいと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

これから着手する事業ですので、内容的に文部科学省も実践した事業を吸い上げてということなので、当然GIGAスクールで1人1台端末を活用する事業の実践でもありますので、そういった点では研究事業として横展開もしていければなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ほかにございせんか。

○設楽健夫委員

関連しますけれども、このA Iの先行的な試行で入ってくると言いますけれども、これはどこが入ってきてどういう人たちが指導に入るんですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

指導というのは、直接外部講師が子どもたちに対して入るということではなくて、教員が勉強していくというところになるのかなと思います。

ただ、アプリとかC h a t G P Tとかのソフトツールを使いながらやっていると、その実際の使い方自体は教員が講師を呼んで研修を開いたり、委託元である会社、東京都にあるんですけれども、そちらに行って研修を受けて実践でどういうふうに取り入れていこうかという検証をしていくということになるかなと思いますので、直接講師が子どもたちに入ってくるという内容ではございません。

○櫻井健一委員長

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

それでは、議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、生涯学習課に関する予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案集でご覧いただきたいと思います。

74ページをお願いいたします。

74ページ、第2表 債務負担行為補正になります。

本件は、令和6年度かすみがうら市一般会計予算の当初予算におきまして計上させていただいておりました風返稻荷山古墳出土品再保存修理・支持台作製業務委託につきまして、令和6年度から令和7年度までの2か年度にわたる業務委託として実施したため、債務負担行為の補正として予算を提出させていただいたものでございます。補正予算の提出に伴う令和6年度から7年度、2か年度にわたる業務委託費の全体予算は、令和6年度予算分に計上しております401万4000円と今回補正提出させていただきました470万6000円、合わせて872万2000円の委託業務を行うものでございます。

業務委託の内容でございますけれども、国指定重要文化財として令和5年6月27日に指定されました風返稻荷山古墳出土品のうち装飾つき太刀、刀4点の経年等による劣化を修復し、安定した状態で保存するため美術品輸送専門車両による出土品の運搬並びに再保存修理としまして記録写真の撮影、X線写真の撮影、古い樹脂の除去、防錆、さびを防ぐ処理と樹脂を染み込ませる処理を行いまして、併せて支持台の作製を行う業務委託となっております。

なお、財源といたしましては、国から2分の1の補助金を見込んでいる事業となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第35号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第35号のうち、市民課所管の補正予算については、市民課、小池課長から説明をさせていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○市民課長（小池陽子君）

市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

まず、議案集79ページをお願いいたします。議案概要書につきましては、19ページになります。

歳入、15款2項1目1節総務費補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金1143万6000円です。

こちらにつきましては、令和6年度のマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱の改正が令和6年3月下旬となり、当初予算に計上できなかったことから、今回補正するものです。内容としましては、マイナンバーカードの交付事務に要する経費に対して国から交付される補助金です。補助率は、国10分の10です。

続きまして、歳出、議案集81ページ下段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、0202住民基本台帳事務に要する経費296万3000円です。

先ほど歳入でご説明しました内容と同様、令和6年度のマイナンバー補助金交付要綱の通知によりまして、マイナンバーカード交付事務に要する経費として交付や更新等の事務に従事する会計年度任用職員2名分の経費及びその事務に要する経費を計上するものです。

続きまして、議案集83ページをお願いいたします。

5款1項1目勤労者福祉施設費、0201勤労青少年ホーム管理に要する経費1億1156万2000円です。

勤労青少年ホームは、40年以上が経過し老朽化が著しく、令和2年6月にウエルネスプラザへ機能移転していることから、令和6年3月で閉館しております。勤労青少年ホームと隣接する稲吉児童館につきまして本年5月に解体設計業務委託が完了しましたことから、工事請負費を今回の補正予算で計上するものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

会計年度任用職員は2名ということですが、これは今年いっぱいでしょうか。

○市民課長（小池陽子君）

毎年、マイナンバー補助金交付要綱が改正されるわけではありませんが、今回の補正予算で計上しているのは2名分で、3月までの予算となっております。

○櫻井健一委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第35号 一般会計補正予算（第2号）、国保年金課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。

議案集82ページをお開きください。

7目国民健康保険費、国民健康保険特別会計繰出に要する経費につきましては、この後、議案第36号に関連いたします特別会計の事務費補正の財源として繰出金の補正を行うものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

承認第4号につきましては、議案概要書8ページ、議案集は31ページからとなります。

補足の説明はございません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回の限度額については、104万円を106万円に上げることになるかと思うんですが、後期高齢者の支援分を22万円から24万円ということなんですが、この106万円に引き上げた場合に、例示というか、単身世帯の給与収入を、資料を見たら1160万円というふうにあるんです。

本市では保険料が違いますから、例えば1人単身者の場合は幾らで、幾らになると106万円になるのか。あと、ホームページに載せていますね。夫42歳、妻38歳と子ども1人の場合、これは幾らになるのか、教えていただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員おっしゃるとおり、国が示している資料を見ますと、給与収入もしくは年金収入がある単身世帯で1160万円を超える金額で限度額に達するものと試算をされているようです。

本市の税率で試算しますと、収入ベースで986万2000円の収入で限度額に達するものと見込まれております。

その後お話にあったホームページでの基準でどのぐらいの税額に達するかという内容なんですが、今手元に資料はないんですが、今回の限度額及び軽減の世帯の該当にはならないと認識しております。

○佐藤文雄委員

今回は4月に所得の税率を上げたでしょう。

そうすると、私の計算だと限度額の106万円に達する対象所得額は750万円ぐらいになるんですよ。夫42歳で妻38歳と子ども1人子ども1人は、一応2分の1均等割は減額されています。計算するとそういうふうになるんですか。私の数字が合っているかどうかはまた別にして、前もって報告するように言っているんですよ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど収入ベースでご説明しましたが、986万2000円は収入でございます。所得ベースに直しますと796万2000円と試算をしております。

○佐藤文雄委員

1人世帯の場合は収入が幾らで所得が幾らなんですか。

それと、今言ったのはホームページで公表されている年収と所得ということですか。もう一度はつきり数字言っていただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

1人世帯で本市の税率で見込みますと、繰返しになりますが986万2000円の収入で、所得ベースで直しますと796万2000円でございます。

〔「ホームページは違うでしょう。ホームページは夫42歳の妻38歳、子ども1人だよ。ホームページで見たよ」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ホームページ上での夫婦と子ども1人の世帯構成では、現在試算してございませんので、後で資料を提出させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

ここで採決するんだよ。後でじゃないだろう。だから事前に言ったんだよ。収入と所得、私の計算だと750万円ぐらいかなと思うんですよ。私の表で計算をすると。106万円を超えると。

いかがですか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。〔午後 2時20分〕

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時21分〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

夫42歳、妻38歳、子ども1人で限度額に達する所得額は737万円です。

〔「収入は」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

収入は932万円です。

○佐藤文雄委員

大体750万円というのは大体当たっているかなと。

去年も連続してずっと上げているんだよね。限度額を少しずつずっと14年間連続して上げているんですよ。

限度額に達する世帯はどのような世帯なのか、世帯数、それから増税額、それから今回5割軽減と2割軽減がありますよね。それも世帯と金額、差引合計額は幾らなんでしょうか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。

[午後 2時23分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時30分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回限度額の引上げに伴い対象となった世帯数ですが、今回の後期高齢者支援分は限度額が2万円増えたことで7世帯減り273万8000円程度の国民健康保険税が増額になると考えております。

一方、軽減基準の見直しに伴いまして5割軽減については30人増え、78万2000円の減、また、2割軽減については2人増え6,000円の減、合わせて78万8000円の国民健康保険税の減額が見込まれます。

○佐藤文雄委員

増えたことによって7世帯が減ったんですか。前は17世帯、課税限度額に達する世帯が19世帯だと言っていたんだよね。その金額がマイナス幾らですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の改正に伴いまして、7世帯減りまして国民健康保険税が273万8000円増額となります。

減少の理由ですが、限度額が引き上がったことで対象世帯がその基準より下回る世帯がいらっしゃる。その差分の金額が増えるという形になります。

○佐藤文雄委員

前は19世帯だったんだよ。最高限度額が104万円で9世帯だから、これが限度額を106万円に上げるわけでしょう。そうすると19世帯が実際には、所得割が上がっているからちょっと変わっていると思うよ、去年と比べて。そうすると、その19世帯よりも7世帯減りますよ。そうすると、19から7引くと12世帯ということになるんですか。対象の世帯は何世帯ですかと聞いたんだよ。限度額に達する世帯は。マイナスになるなんてあり得ないでしょう。

それは、104万円になっていた場合と106万円では違うでしょう。106万円ということになると7世帯減りましたと。その合計は、今増えているのは12世帯ですと。その増税額は2万円上がるわけでしょう。それで金額的には273万8000円ということなんじゃないですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

改正前の限度額に達した世帯数が151世帯ございます。改正後、計算しますと144世帯に減ります。そこに限度額、金額で言いますと改正前が7654万3020円、改正後が7380万5517円になりますので、その差が先ほど説明した数字になります。

○佐藤文雄委員

今、151世帯だったのが144世帯になったと言ったでしょう。課税限度に達する世帯が、前は151世帯あったんですか。それが144世帯で7世帯減ったということですか。

前に答えているのは、課税限度に達する世帯数は49世帯だと言っていたんですよ。これでは随分違うよね。151世帯だったんだ、去年は。それが今年は106万円に上がったから、144世帯になったということなんですか。

いずれにしても、皆さんそういうちょっと国民健康保険税で難しいと思いますが、表をつくらないと分からないですが、私はそういうデータ持ってないんですよ。あくまでも想定したやつでしかやっていませんから。何世帯いるのかというの。

ですから、前に話したのが間違っていたということですね。49世帯というのは。実際には151世帯だったんですか、去年は。それが144世帯に変わったんですね。

令和5年度、令和6年度に上げましたね。所得割を上げたんですよ。それにもかかわらずですから、

それは収入によって違いますから。

昨年の議案審査特別委員会のときに答えた数字、それは間違いで、151世帯だったと。今回は144世帯ですよということなんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

前回の申し上げた数字については、あくまでも試算上の数字ですが、そちらに変更はございません。

今回、限度額の対象者が増えたのは、税率改正による影響で後期高齢者支援分の税率が増えたことが影響しているものと思われます。

○佐藤文雄委員

これはみんなよく分からないと思いますので、数字を整理して後で出していただけますか。そのとき打合せしましょう。よろしいですか。

○櫻井健一委員長

これは個人的なお話でよろしいということで。

○佐藤文雄委員

委員の皆さんにも渡してください。

○櫻井健一委員長

後ほど資料の提出をよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

通達が厚生労働省から出ているんですよ。改正の内容とって、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等の賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げることとしたと。なお、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することは可能だと言っているんです。

もう税率を上げたわけですから、104万円のこれまでどおりでよかったんじゃないかなと思うんです。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の改正に際しましては、地方税法施行令の改正に基づくものであり、本市のような平均的な団体においては公平な課税を行う上で必要な改正であると考えてございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

反対の立場で討論します。

社会保障の税の在り方については、負担は能力に応じて、給付は平等にという応能負担の原則です。そういう意味では、健康保険組合等の共済とか被保険者保険については保険料の負担上限を引き上げて、大企業の役員など高額所得者に応分の負担を求めていることになっておりますが、国民健康保険は特に被用者保険と比べて極めて構造的な違いがあるんですね。

これはどういうことかという、国民健康保険の被保険者は、加入世帯の4割は年金生活者です。無職、そして3割が非正規労働者、そういう意味では低所得者層が多く加入する医療保険です。しかも、事業主負担がありません。

私は、そういう意味で賦課限度額の引上げは必要ないと。国の負担を増やして国民健康保険税率の引下げや均等割の軽減の見直しなど、国民健康保険税を応能負担の保険料に改革するべきだと考えます。

○櫻井健一委員長

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井健一委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第36号につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明をさせていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第36号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案概要書は24ページ、議案集86ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ353万9000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ41億703万9000円にするものです。

議案集92ページをご覧ください。

歳出予算の補正になりますが、1款総務費、1項1目一般管理費、一般管理に要する経費に計上する委託料の追加補正について、制度改正に伴うデータベースの改修及びマイナンバーカードと被保険者証の一体化に関する委託料一式を計上するものです。財源は、特別調整交付金及び社会保障・税番号制度システム整備等補助金が見込まれますが、現在、所要額調査の段階で交付申請及び交付決定は秋になる見込みとなり、補助金の性質上、予算の範囲での配当となるため、交付決定をもって財源振替を考えてございます。予算では、一般会計からの繰入れを充ててございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

マイナンバーカードが今年度12月をもって変わりますよね。いわゆる確認書になるんですかね。これは後で国からのシステム改修に財源があるよと、予定されているよと。作業を進めるためにこういう手段を使って繰越しでやったよということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい。佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はありませんか。

○市民部長（廣原正則君）

議案第38号につきましては、議案概要書28ページ、議案集は94ページになります。

補足の説明はありません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

詳しく説明してもらえますか。マイナンバーカードに関わると思うんですよね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案概要書に沿って説明させていただきます。

議案概要書は26ページになります。

議案概要書、アの規約第11条第3項の兼職禁止規定の条文については、規約第7条及び第12条の規定により、もともと規定により兼務が不可能になっていることから、これを削除するものです。

広域連合議員については、規約第7条に基づき組織し、広域連合長は第12条第2項、正副連合長は第12条第4項に基づき選任され、それぞれ兼務することがそもそもできないことから、この条文を削除するものです。

続きまして、委員については、令和6年12月2日からのマイナンバー法施行に伴いまして、被保険者

証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものでございます。

ウにつきましては、広域連合に負担する共通経費に算出する基準日を3月31日から1月1日に変更するものです。

変更の理由ですが、共通経費については、年度当初の第1期の納付期限が4月24日となっており、現在の規定で行うと交付金決定までに約半月と時間的いとまがないことから、十分な処理期間を確保するために基準日の変更を行うものです。

○佐藤文雄委員

議案集の140ページから141ページにそのことが書かれているかと思います。

つまり、マイナンバー関連の法の施行によって、今年の12月2日には現行の健康保険証が発行されなくなると。ですから、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるということですよね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

現行の健康保険証が廃止された後に12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書が交付されるということになるとかと思いますが、この資格確認書は有効期限、何年ですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

資格確認書は1年になります。

○佐藤文雄委員

間違いです。有効期限は5年です。

○櫻井健一委員長

国保年金課長、豊崎良憲君、訂正等ありますか。

暫時休憩します。 [午後 2時51分]

○櫻井健一委員長

では、再開いたします。 [午後 2時59分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

資格確認書の有効期限ですが、最大5年に見直された内容になっているかと考えていますが、発行する保険者が後期高齢者医療広域連合で判断する内容ですので、私は現在決まった有効期限については把握してございません。

○櫻井健一委員長

先ほどの1年は訂正いたしますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど答弁させていただいた1年については訂正させていただきます。現在、私は内容を確認してございません。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

マイナンバーカードそのものには、私たち日本共産党は反対していたんです。それを健康保険証と紐付けてマイナ保険証として利用することについても反対です。

現行の健康保険証を廃止するので、無保険者をつくらないためにも、資格確認書の発行は当然だと思います。

ただ、改定法では、マイナンバーカード取得も保険証との紐付けについても任意であるにもかかわらず、マイナポイント付与など宣伝、誘導した上で事実上強制する形になっています。しかも、現行の保険証は廃止するのですから、個人の医療を受ける権利と人権保障にも関わる重大な問題だと考えますので、反対です。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井健一委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案概要書6ページ、議案集は9ページとなります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてのかすみがうら市税条例の一部を改正する条例につきましては、税務課の元木課長からご説明をさせていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○税務課長（元木義和君）

本案は、地方税法の改正に伴いまして、令和6年3月30日に市税条例の一部を改正し、専決処分しましたので承認をお願いするものです。

主な内容につきましては、1点目として、個人市民税の定額による所得の特別控除です。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年度分の個人市県民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものです。

2点目として、固定資産税の土地について、負担調整措置の延長です。

土地に係る固定資産税については、平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられており、現行

の負担調整措置を3年間延長するものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

定額減税と関連しているんですかね。住民税、1万円とかというのがありますけれども、関連していますか。

○税務課長（元木義和君）

こちらは定額減税の中の制度となります。

市県民税の所得割で1万円、それから税務署管轄の所得税について3万円の控除となる予定です。

○佐藤文雄委員

予算にも関わってきますよね。今回の議案の中にあると思うんですが、予算に関わってくると思うんですが、ここで質問していいのかどうか、対象は何人なのかとか何世帯なのかとか、そういうのは予算審議の中でやったほうがいいですか。そのほうがいいですか。

○税務課長（元木義和君）

はい、そのようにお願いします。

○櫻井健一委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第7号のうち、総務部の所管に係る部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案概要書13ページ、議案集は56ページとなります。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることのと令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）のうちの税務課所管分につきましては、税務課の元木課長からご説明をさせていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○税務課長（元木義和君）

それでは、税務課所管分について説明させていただきます。

議案集56ページです。まず歳出ですが、2款総務費、2項2目賦課費の説明欄の0101市税賦課事務に要する経費として176万円ですが、令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人市県民税について定額による所得割の額の特別控除を行うため、このことに伴う住民税システムの改修が必要となり、定額減税に伴う住民税システム改修業務委託費を計上するものとなります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

議案第35号のときに質問すればいいですか。

○税務課長（元木義和君）

こちらの専決した分について、もう少し説明させていただきますと、まず、1万円を個人市県民税から控除すると、この部分につきまして、システムの改修をするために専決させていただきました。

対象者については、令和5年分の所得の申告をしている方、その方に対して令和6年6月から市県民税を課税するようになりますが、その課税の中で例えば会社に勤めている方でしたら、6月の個人市県民税、所得割の部分を引きません。仮に年間の年税額が、私が12万円だとしまして、普通は6月から次の年の5月まで毎月1万円ずつ所得割として引かれます。今回は、この定額減税があるので6月分は0円になって7月以降で11万円、トータルすると1万円減ったと、そういうやり方をするためのシステムの構築となります。

○櫻井健一委員長

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））についての質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号のうち、総務部の所管に係る部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はごいませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）についての総務部所管部分につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○税務課長（元木義和君）

それでは、議案集79ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、1款市税、1項市民税、1目個人としてマイナス1億7233万9000円ですが、定額減税に伴う所得割額の減収分を計上するものです。

歳入については以上です。

続いて、歳出につきましては、議案集81ページをお開きください。

中ほどですが、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の説明欄の0202定額減税・調整給付に要する経費として1億6413万4000円ですが、定額減税の補足調整給付に係るシステム改修や関係通知代、管理業務の委託、補足調整給付金の合計を計上するものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

定額減税1億6000万円というようになりますが、世帯とか人数とかというのは分かるんですかね。

○税務課長（元木義和君）

こちらの歳入につきましては、先ほど専決でシステム改修をしてもらったうちの中になります。

対象人数は1万9767人ということでシステムでは計算させていただいております。1万9767人の1万円と1万円以内の方もいますので、その方の金額を合計すると1億7233万9000円という形になります。

続いて説明させていただきますが、歳出のこの定額減税・調整給付というのがあると思うんですが、まず、定額減税において1万円を引ける方はそれで終わりといいますか、所得税も3万円分が引かれれば終わりなんです、例えば世帯に扶養家族が多い場合、その人の年税額で引き切れないような方もいると思うんです。その場合は、その分を調整給付ということで6月、またこの補正が通ったらシステム改修をして、税務署から来るツールを基に市町村のデータをぶつけて、返し切れない対象者を抽出して、その方たちに今度は市から通知を出して振込先をもらって、そちらに足りない分を振り込むと、そういう作業をやるようになります。

○櫻井健一委員長

ほかにごいませんか。

○佐藤文雄委員

大変な仕事を押しつけられているみたいなんです、フォローする人材というのは、税務課だけでやるんですか。

○税務課長（元木義和君）

この委託の中で、派遣会社で1人だけ予算は要求しております。その方に口座の入力とかをお願いする予定です。あとは税務課の職員で、もうどうしても間に合わなければまた考えるようにはなっていますが、そのような予定をしております。

○佐藤文雄委員

例えば、委託しても一般財源になったら困るので、これは国が保証するという事はないんですか。
こんな面倒くさいことをやらせて、それで人件費が出たら大変ですよ。

○税務課長（元木義和君）

議案集79ページに歳入で書いてあります、個人所得割の下に同じ金額を地方特例交付金として歳入を見込んでいますので、減収分は基本的には全部国で認めていただける予定で予算を計上しております。

また、委託料等も物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額補てんされるため、本補正予算に計上しております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○危機管理課長（大和田 浩君）

危機管理課長の大和田です。

危機管理課所管の補正予算について説明をします。

まず、歳入について説明をします。

議案集の79ページをお願いします。

21款諸収入、5項雑入、6目雑入、1節雑入のうちの自治総合センターコミュニティ助成金の200万円であります。

本件は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業です。

具体的には、沖ノ内自主防災会の活動に係る助成金として、昨年11月に県を通じて同財団に申請し、今年の3月27日付で助成を決定した旨の連絡があったものであります。

次に、歳出について説明をいたします。

議案集の83ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、3目災害対策費、18節負担金、補助金及び交付金の0201災害対策に要する経費の200万円であります。

本件は、歳入で説明をいたしました自治総合センターコミュニティ助成金に係る歳出として計上しております。具体的には、沖ノ内自主防災会の活動に資する防災倉庫、発動発電機、災害対策用品の整備に係るもので、助成率100%の助成事業であります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、危機管理課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、説明を求めます。

○総務部企画監（服部光浩君）

総務部企画監の服部です。

議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、検査管財課財産総括室所管の分につきましてご説明いたします。

議案集81ページになります。議案概要書につきましては22ページとなります。

それでは、議案集81ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、説明欄一番上にございます02庁舎等財産管理事業、0203旧小学校施設管理に要する経費、旧志士庫小学校（特別教室棟及びランチルーム）改修工事費3196万6000円につきましては、旧小学校施設を地域の活動を支えるコミュニティステーションとして整備するため、旧志士庫小学校校舎裏側の特別教室棟とランチルームを改修するものです。

主な改修内容といたしましては、内装で照明設備のLED化、消防設備の改修、建具の交換などを実施する予定となっております。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

確認したいんですが、志士庫コミュニティステーションということで説明がありました。

これは、その施設を再利用してこういうふうに決定したと思うんですが、今現在はこの旧志士庫小学校のコミュニティとしてはこの場所は利用していないんですか、確認いたします。

○総務部企画監（服部光浩君）

現在につきましては、令和6年4月1日から志士庫コミュニティステーションとなっております。ただいま未供用となっておりますので、当室の工事が完了後に供用開始になると思います。

○久松公生委員

そういった内容のことは広報誌とかには示してなかったような気がするんですが、施設の名前が変わりましたということだけであって、この辺も含めてですが、完成予定というか供用開始はいつ頃の予定と考えていますでしょうか。

○総務部企画監（服部光浩君）

当室におきましてはあくまでも施設整備に関することまでとなりまして、順調に進めば工事は5か月で終わるものと想定しております。

開設の時期につきましては、担当となります地域コミュニティ課におきまして、今後、各地域の運営方法を参考にしながら地域の方と協議を進め適切な運営方法を考えていくと伺っております。

先ほどの広報に関してですが、志士庫地区の皆様から要請を受けまして令和6年4月20日にウェルネスプラザにて志士庫地区の区長会総会がありまして、その後に今回の志士庫コミュニティステーションの整備に向けた進捗状況の説明を地元の方には行っております。

○久松公生委員

分かりました。ありがとうございます。

最後にもう一つ確認なんですが、そうなりますとでき次第供用開始となって地域のコミュニティ施設となりますが、校舎とか周りの施設とかそういう整備とかも今後考えなくちゃいけないと思うんですが、その辺のところも終わり次第続けて考えていくというような理解でよろしいんでしょうか、お伺いしま

す。

○総務部企画監（服部光浩君）

久松委員のお見込みのとおりで、今後、検討していきたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 消防団消防ポンプ自動車の取得について議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案概要書25ページ、議案第37号 消防団消防ポンプ自動車の取得についてでございます。議案集は93ページになります。

補足説明は特にございません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回の消防ポンプの入札結果を頂きました。有限会社鈴機、この落札率が98.45%。

過去5年間でこういう入札についてどのようになっていますか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

過去5年間の消防ポンプの購入入札状況をご説明させていただきます。

まず、古いほうから申し上げますと、令和2年度、令和3年度はポンプ車の購入はございませんでした。

令和4年度、化学消防ポンプ車を購入してございます。予定価格が7244万6000円で、5者ほど応札がございまして、落札業者は株式会社モリタ東京支店、落札額が7186万5094円、落札率は99.20%でございました。

次に、令和5年度の購入したものでございます。消防団消防ポンプ自動車購入、2台ほど購入してございます。まず、予定価格につきましては、3899万400円、応札者数は3者でございました。落札業者は有限会社鈴機、落札額は3868万7639円で落札率は99.22%でございました。

最後、令和6年度でございます。予定価格2035万3200円、応札者数は3者、落札者は有限会社鈴機、落札額2003万8264円で落札率は98.45%でございました。

○佐藤文雄委員

令和4年度、化学消防ポンプ車が5者で株式会社モリタ東京支店がとって99.20%、それから令和5年が3者で同じく今度は有限会社鈴機、99.22%と、これは何とかならないですかね。予定価格は公表していますよね。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

はい、公表してございます。

○佐藤文雄委員

予定価格は公表しているのに99%ってあり得ないと思うんだよね。3者とか5者とかとなっているで

しょう。

なるべく広く公募してやるという方法で改善できないですか。例えばその5%が下がったとしてもかなり助かると思うんですよね。

何かそういう検討はなさっていますか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

消防ポンプ自動車の入札の条件でございますが、市に入札参加資格者名簿に登載されておりまして、なおかつ、過去に消防車両の実績がある業者ということで全国のを募集しておりまして、これよりなかなか広くはできない状況となっております。

○佐藤文雄委員

そういう名簿があつて、消防自動車関係、それは全国レベルであつて、それに公募するようにやっているんですか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

はい、委員おっしゃるとおり地域要件を設けなくて入札の条件としております。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○矢口龍人委員

消防車を造ってるメーカーというのは何社あるんですか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

こちらで確認している状況では、国内で19社ほど確認してございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

○矢口龍人委員

19社も製造業者があつて、入札に参加するのは2者ぐらいしかいないんですか。参加しないというのは、どういう理由でなんですか。その辺は調べてないんですか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

先ほど申し上げました国内のメーカーが19社で、県内には25社ほどの代理店もございます。ですが、結果といたしましては5者とか3者の結果となっている状況でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

議案第33号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、子育て支援課長より説明を行います。

○子育て支援課長（関 克明君）

それでは、子育て支援課から補足させていただきます。

議案概要書は16ページになります。

今回、国の法令によりまして次元の異なる少子化対策の実現に向けて策定されたこども未来戦略におきまして、今後3年間の集中的に取り組むべき施策の一つとして、本年度から制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4歳と5歳児についての職員配置の基準の改善が図られまして、こちらは30対1から25対1、同時に3歳児におきまして20対1から15対1に改善が図られました。また、経過措置が盛り込まれてございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

75年ぶりに30人を25人にすることですよね。

家庭的保育事業とありますが、かすみがうら市ではこの家庭的保育事業に取り組む事業者は何者いるんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

家庭的保育事業につきましては、小規模事業所でございまして、市内には1事業者でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにはございませんか。

○設楽健夫委員

経過措置の間で当分の間というふうにありますけれども、これはどういうふうな指導が入っているんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

経過措置としましては、保育従事者の配置の状況によりまして保育の提供に支障がある場合には、当分の間、改正前の条例の規定を適用する内容でございます。

○櫻井健一委員長

続けてください。

○子育て支援課長（関 克明君）

期間としては設定されてございません。

○櫻井健一委員長

ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第35号のうち、保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。
保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、社会福祉課及び健康増進課各課長より説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、社会福祉課所管の内容について説明させていただきます。

議案概要書は22ページ、議案集は82ページをお願いいたします。

物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費1億8396万1000円の補正でございます。

主な内容は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援としまして、令和6年度新たに住民税が非課税、均等割のみ課税世帯を対象としまして、1世帯当たり10万円を給付し、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合には、こども加算として児童1人当たり5万円給付も併せて行います。

令和6年度新たな給付対象世帯につきましては、非課税世帯700世帯、均等割世帯1,000世帯、合わせて今回約1,700世帯を見込み、10万円掛ける1,700世帯で給付金額計1億7000万円と当該世帯のこども加算250人を見込み、5万円掛ける250人で1250万円の事業費、合計1億8250万円に事務費といたしまして、電算システム改修委託費などを含めまして146万1000円を合わせまして、総額1億8396万1000円でございます。財源につきましては、令和5年11月2日、閣議決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用いたします。国庫補助金10分の10でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

12月議会でしたか。一度これは、措置をしたように思うんですが、これが今回も実施されるということなんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

令和5年度に非課税世帯に対しまして3万円と7万円を実施しました。また、その後に、均等割世帯に対して実施し、そのときに非課税世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯に対しては、こども加算、均等割世帯の中に18歳以下の子どもがいる場合には、こども加算ということで、補正を第1回の定例会で、先議で決議をいただきました案件の令和6年度版というような形になります。

○佐藤文雄委員

今1,700世帯というふうにおっしゃいましたけれども、非課税世帯が1,000世帯ですよね。7万円だと。均等割のほうの1億円ですか。これを計算上は、やっぱり1,000世帯なんですか。ちょっと世帯がよく計算できないんです。

○社会福祉課長（山口浩史君）

今回令和6年度新たな給付対象世帯につきましては、非課税世帯を700世帯見込んでおります。均等割世帯を1,000世帯見込んでおります。合わせまして、1世帯、両方共10万円給付ということでございますので、1,700世帯としております。

○佐藤文雄委員

7万円じゃなくて10万円なんですか。私は7万円かなと思っていて。

じゃ、10万円ですね。非課税世帯も均等割課税のみ世帯も皆さん10万円。喜びますね。

○社会福祉課長（山口浩史君）

佐藤委員お見込みのとおり、今回令和6年度の給付につきましては、非課税世帯も均等割世帯も1世帯各10万円の給付です。この中に18歳以下の子どもがいる場合には、1人当たり5万円が加算されるような形の給付の事業となります。

○櫻井繁行委員

今1,700世帯で1億8250万円、内訳を課長から説明あったんですけども、今の内訳、こども加算分も含めて資料として提出いただきたいんですが、よろしいですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

資料として、対象世帯数、報告させていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

それでは、議案第35号 令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

議案概要集22ページの7番目、議案集は82ページをお願いいたします。

議案集一番下の2段目、4款1項1目保健衛生総務費、休日緊急医療対策に要する経費です。令和2

年度より休止しておりました石岡地域の休日の緊急診療業務について、このたび令和6年7月より山王台病院で再開することとなりました。つきましては、看板設置費用負担として、負担割合10分の1、令和6年度の緊急診療負担として、均等割10分の2、人口割10分の4、利用者割10分の4を負担するための費用207万3000円です。

続いて、議案概要集23ページの8番目、議案集82ページ一番下の段から、議案集83ページ一番上の段、4款1項2目予防費、法定予防接種に要する経費です。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に感染法上の位置づけが5類疾病に移行し、令和5年9月よりオミクロン株XBB対応ワクチンにて予防接種を実施したところで、令和6年度3月31日で特例臨時接種が終了したところです。令和6年秋より定期接種B類疾病として実施することとなったため、必要な経費を計上するものです。

まず、歳入についてご説明いたします。

議案集79ページをお願いいたします。

中央の段、15款3項1目衛生費国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金6059万円です。コロナワクチン接種費用は、ワクチン代手数料など総額1万5300円となっており、そのうち8,300円が国からの助成金として歳入されます。昨年度秋に実施したオミクロン株XBB対応ワクチンの接種率を基に7,300人の接種を見込んでおりますので、7,300人掛ける8,300円で6059万円を歳入見込みとしております。

戻りまして、議案集83ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

主なものとしまして、予防接種委託8329万円です。昨年度秋に実施したオミクロン株XBB対応ワクチンの接種率を基に7,300人分の接種費用を計上しております。

なお、接種者の自己負担は接種費用1万5300円から国の助成金8,300円を引いて7,000円となることから、この自己負担7,000円のうち3,000円を市が費用助成しようと考えております。予防接種委託には、この市の費用助成を含めて計上しております。そのほか予診票などの印刷製本費として92万6000円、通信運搬費として97万9000円を計上しております。

続きまして、議案概要集23ページの9番目、議案集83ページ、次の段、4款1目5項保健センター費、保健センター管理に要する経費です。

本年5月に旧霞ヶ浦保健センター解体設計業務委託を完了したことから、今回解体工事費として1億1594万円を計上しております。ウエルネスプラザに保健センター機能が統合され、当該施設の経年劣化が著しく、他に転用することが困難であることから解体するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

説明の中で、予防接種のところですけども、自己負担実質4,000円ということで、非常にありがたいなと思います。

それで、内訳7,300人の接種者を見込んでいるということですけども、改めて接種率をお話になったので、パーセンテージをお伺いします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

接種率は、去年のオミクロン株XBB対応ワクチンの接種率を基にしていまして、接種率53%で見込

んでおります。今回のワクチン、65歳以上の方対象が1万3400人を見込んで、そこから53%の接種率で見込んでおります。

○櫻井繁行委員

もちろん担当課としてしっかりと捉えて推進をしていただけたらと思っておりますが、改めて資料で出しておいていただけたらと、市民の皆さんへの広報にもつながると思うので、改めて今お話ししていただいた内訳、65歳以上の対象が1万3400人で、53%、7,300人、また、国の補助とか自己負担とか、その辺も含めながら、資料として提出いただきたいんですが、いかがですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

後日資料として提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

石岡市の緊急診療負担金についても内訳書を同じように作って提出していただけますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

そちらも資料として石岡市からいただいているものがありますので、そちらを提出させていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって議案第35号についての質疑が全て終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここでトイレ休憩を入れさせていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

午後4時までとします。

暫時休憩します。

[午後 3時50分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時00分]

次に、承認第6号を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

承認第6号及び第8号の説明前に当たりまして、一言発言させていただきたいと思います。よろしいですか。

○櫻井健一委員長

どうぞ。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

今回の承認第6号及び第8号の2件の介護保険特別会計補正予算に係ります専決処分につきましては、不適切な事務処理により市民の皆様に対しまして、行政の信用失墜を招くことになり、また、議員各位におかれましても、この件につきましてご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこと、深くおわび申し上げます。

今後は再発防止に努め、適切な事務執行を行ってまいります。今回は大変申し訳ございませんでした。

それでは、続きまして、承認第6号の説明を行います。説明につきましては、担当課長より行います。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、承認第6号 専決処分の事項の承認を求めることについてご説明いたします。

議案概要書は12ページ、議案書は39ページをご覧ください。

内容は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費のほか、令和4年度決算に伴います国庫補助金返還金、合わせて9995万1000円を専決処分としたものでございます。本来補正予算として提出すべき内容でございましたが、歳出におけるサービス給付費の急速な伸びを補正予算の提案に反映できなかったこと、そして、補助金返還については、提案を失念しましたことによりまして、専決処分とさせていただきました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第8号を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

承認第8号 専決処分の事項の承認を求めることについて。令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

議案概要書は15ページ、議案書は58ページをご覧ください。

内容は、不適切な事務処理によりまして、介護保険料の還付が未済となっていたものでございます。

還付に要する費用として966万3000円を専決処分といたしました。

具体的には、令和3年度分の介護保険料を納付後ご本人が亡くなられたり、市内に転出したなどの事由により、納め過ぎの状態となった方、560名のうち436名の方へ還付金の通知を送付しておりませんでした。還付金額は416万5520円となります。

令和4年度以降で還付が見込まれる方への再通知も含めまして、既に通知を発送しておりまして、現在振込先の口座に関する返信があった方へ還付金をお戻ししております。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

全員協議会で報告された案件だと思うんですが、再発防止というよりも、なぜこういうことになったのかという流れについて説明していただけますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和3年度分の還付通知がなされなかったことの原因ですが、一担当職員に還付を含む賦課徴収、資格管理の事務を任せきりにしまして、組織的に事務の進捗状況を把握できる手順になってございませんでした。保険料の還付事務を未処理のまま放置し、事態を把握した後も適切に速やかに対応を行わなかったことに原因がございます。

○佐藤文雄委員

フローでやってもらいたんだよね。なぜこれが分かったのかということも含めて。担当者が気をつければいい問題じゃないんじゃないんですか。担当者が代わったら、きちっとやる。担当者が代わらなかったら、きちっとやらない。担当者の問題だということになっちゃうんじゃないですか。そういう組織づくりも含めて、フローを出しておきなさいというふうに言っておいたと思うんですよね。

そういうフロー図をちゃんと作って出してくださいよ。今度はこういうふうな体制になりますというふうにしなれば、事務処理そのものが正確に行えないですよ。

これは実務的なものだから、いかがですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

今タブレット端末に介護保険料、年金からの特別徴収還付事務フローということで、例を挙げて提出をさせていただいております。上半分が金額になっているんですが、下半分が流れになっております。亡くなられたケースを想定しまして作成しております。

亡くなられますと、市町村でその矢印の中にあります国民健康保険団体連合会にデータを毎月10日送信します。そうしますと、国民健康保険団体連合会らは、今年度年金保険者にデータが送付されます。そこで二、三か月間の期間を要する作業となります。その上で改めまして、市町村に年金保険者から通知が改めて来ます。戻ってくると言ったほうが正確なんでしょうか。連絡が戻ってきまして、それを基に還付の作業に入りまして、対象者に通知を送ると。その後は通知を受け取ったお客様が口座を書いていただいて、市役所に返信をいただくというような流れになってございます。

○佐藤文雄委員

どこでミスをしたわけですか。どこでこれが途切れたんですか。どの段階で。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

右側矢印の部分で、右から3番目の市町村相続人調査の上、還付通知を発送、この段階で発送しないままに放置されていたということになります。

○佐藤文雄委員

1人でやるんですか。部課長のチェック体制はなされていなかったのですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

初めの担当者のチェックは1人でやっております。今回の場合で言いますと、436名のうち302名が亡くなられた方ということになりますので、送付先の確認、相続人の確認をやって還付通知を送付するような形になります。

○佐藤文雄委員

私が言っているのは、チェックする機能はどこにあるんですかと言っているんだよ。1人に任せたら、あとは知らないんですか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

ここの相続人調査の上、還付通知発送というところで、本来であれば、打ち出した紙を個人様に宛ててお送りするところなんですけど、通常誰に出すか、件数とかあって、そういうところの実際起案ですか、何件幾らというものも当時出していなかったようなんです。それで、還付の相手から返ってきたものにつきましての支出の伝票につきましては、決裁は回されていたということで、その部分でチェックが厳重にされていなかったため、送っていないというのが判明するのがその時点では分からなかったということでございます。

○櫻井繁行委員

全員協議会でもちょっとお話をさせていただいて、議案審査で上がるということだったので、その程度にさせていただきましたけれども、単純にこれは、マンパワー不足による処理能力の低下が要因なのか、それとも組織機構上、職員の人員というのは、通年問題になっていますけれども、職員の職務怠慢によるものなのかとか、その辺、管理者としてはどのように考えているのか、お伺いしたいんですが。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

人数が減ったということで職務が回らなくなったということは、回答できないと思います。

ただ、その職員につきましては、還付の部分以外では、お客さんの対応とか、そのほかの事務とかも通常どおりこなせていたので、還付についての部分だけ1人で業務をするのが滞ってしまったというような感じでございました。

○櫻井繁行委員

分かるような分からないような答弁なんですけれども、何となくその職員だけに仕事、比重が増え過ぎてしまって、どちらかというと、その職員の非常に粗悪な職場環境にあつてなかなか大変だったん

じゃないのかなと心情的にはすごく思うんですね。

それで、副市長が中心になって再発防止ということには取り組むというお話もあったわけですが、実際市民の方には、非常に迷惑をかけてしまったところが一番心情的にも痛いなと思っているんですけども、なかなか処理能力が追いつかなかったというお話でしたけれども、そこからはどのような体制で行っているのか。そういったところをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

現在は複数人で確認し、チェックしながら作業を進めております。

○櫻井繁行委員

これからはということは、相続人調査の上、還付通知発送というのは、今回300名以上の処理が残ってしまったので、今複数人で行っていたけれども、今後通常営業に戻ったときには、また1人態勢での担当者を決めてという形になっていくのか、その辺の再発防止なんかについても少し説明いただけるとありがたいなと思ったんですけども。お伺いします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

担当者としては1名で、その補助者にはなるんですが、先ほど櫻井繁行委員からもご発言いただきましたように、1人に業務が集中してしまうという、いわゆる属人化と言われるような傾向がどの組織にもあると言われるんですけども、そういった形で担当者がやっていた作業についても複数人で確認しながら今後はやっていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

起こってしまったことなので、やはり前向きに捉えれば、やっぱり再発防止としっかりと市民の皆様への改善というか、そういったことを職員の皆さんの職場環境の処遇改善なんかもあるのかもしれませんが、財源的な問題から、ここ年々会計年度任用職員も減っていくような状況ですから、一度よくその辺は部長会議や副市長を中心に、今日副市長いらっしゃらないですけども、しっかり自分事に捉えていただいて、ちょっと職員が被害者なのかなというところも否めないところもあると思うんですね。なので、しっかりその辺は捉えて市民のために進めていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

先ほどの報告の中で、担当者が把握した後もそれに対処していなかったと。誰も責任は取らないと。職務怠慢ですよ。把握していて、その後対処されなかった。こんなことが何で起きるのか。やっぱり職務を遂行していく上でのまるきりの人任せ、無責任体制がこういう事態を生み出しているという根本的な問題が一つありますよ。

それで、もう一つは、こういうことを起こしていかないためにどうしたらいいのかといったときに、まだ人海戦術で対応していくというところからその域から出ていない。

フロー図から見ると、国民健康保険団体連合会に送信ファイルを送っているんでしょう。送信ファイルを月次で送っているファイルはありますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ございます。

○設楽健夫委員

もう一つは、今度は国民健康保険団体連合会から還付先リストが返ってきますね。このリストはあり

ますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それもございます。

○設楽健夫委員

そのリストはどういうタイミングで回っていますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

送信は毎月10日に送信しておりまして、受領した後につきましては、送付先の内容をチェックします。誰に送ればいいのかというところを確認しながら、そちらは手作業になります。システムでオートマチックに一覧表で名簿が出てくるわけではございませんので、そこは確認しながら作業になっておりますので、その時間が必要となります。

○設楽健夫委員

毎月10日締めで送りますね。そのリストがありますね。それに対応した形で国民健康保険団体連合会から返ってきますね。それはいつありますか。これもフローが定型の形でありますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

おおむね半年から7か月後ぐらいには、市町村に戻ってくるかと思います。

○設楽健夫委員

月単位で戻ってくるということでしょうか。違いますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

はい、月単位で戻ってくるようになります。

○設楽健夫委員

そうしますと、この送付する、返ってくる、そしてそれを毎月チェックをしていく。その後に月単位で処理をしていくというフローができていれば、こんなに8割もたまるなんてことは絶対あり得ないはずなんです。ということは、マネジメントサイクルをもう一回根本的に見直さないと、管理職の責任が非常に希薄になっているから。

マネジメントサイクルが月次単位でできるような仕組みにして、そして、毎月の業務をしっかりと月次単位でやっていくという体制に変えていかないといけない。

そういうふうなシステムに変えていく必要があると思いますけれども、いかがですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

設楽委員のおっしゃるとおりかと思います。

○設楽健夫委員

もう一つは、それを進めていく上で、システムを導入していくことが必要なんじゃないですか。そして、毎月のチェックをしっかりとしていくと。

月単位で処理をしていくというのが基本になるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

システムにつきましては、私どもで今現在把握しているものではございませんので、今後そういうものが利用できるのであれば、検討していきたいと考えております。

また、今回職員についての上司、実際私のときもあつたんですけれども、委員おっしゃられるように、職務怠慢、これは十分重く受け止めまして、今後の対応に努めていきたいと思っております。

○櫻井健一委員長

ほかに。

○矢口龍人委員

例えば国民健康保険団体連合会に送るにしても国民健康保険団体連合会から来た資料にしても、当然部長、課長、課長補佐、係長、流れがあつて、全部決裁しているわけでしょう。全く職務怠慢なんてもんじゃないよ。あなた前の担当課長でしょう。ふざけたこと言っていたら駄目だよ。もう少し厳しくしなさいよ。

令和3年度、令和4年度だけれども、その前はどうかだったのか。令和元年度、令和2年度。当然こういう決裁の流れにしていれば、ずっと同じ決裁の流れなんじゃないんですか。決裁なんかしていないんじゃないのか。もう時効になっちゃったからと、はい、さようならということですか。何かすごくそんなふうに、もう皆さん方が信用できないですよ、本当に。時効2年でしょう。その前は大丈夫だったのか。全部調査したんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和元年度分と令和2年度分につきましては、約90%が還付済みとなっております。残りの10%につきましては、対象者のおかれしました生活環境、こういったものも多様ですので、100%の還付は困難かと考えております。

平成30年度以前につきましても、適正に行われていると考えております。こちら決算書の未還付の金額を見ますと、例年同じような金額となっておりますので、同じような作業で再通知等を行い、適正に還付していったと考えることができます。その上で、令和3年度につきましては、圧倒的に600万円近い未還付の金額が決算書に載っておりますので、明かに例年の金額とは違うということになります。そういうところから見ますと、令和3年度以前については、適正に事務がなされていると考えます。

○矢口龍人委員

それなら、何で令和3年度、令和4年度でそんなに大きな穴が空いちゃったのか、理解できませんよね。逆にそれまでは、決裁も何も流れとしてしっかりやってきましたよというお答えなわけですよね。

だから、何で令和3年度、令和4年度については、そんな大穴が空いてしまったのかというその説明をしていただけますか。それを説明してもらいたいんですよ、我々は。どうしてそんなことになったのか。お願いします。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 4時30分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時31分]

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

還付が残ってしまったという理由ですが、確かに担当職員のほうで処理が終わらなかった部分というのは、重々あると思うんですけども、それにつきまして、上司のチェック体制が甘かったということが、最終的にその還付の送付が遅れた原因だと考えております。

○櫻井健一委員長

ほかに。

○矢口龍人委員

そんなの答えになっていないよ、全然。とにかく大き過ぎるんだよね。例えば1か月分、30人分は抜けちゃったとかそういう説明なら分かるんだけど。だってほとんどじゃないですか、1年分。だから、全くそういうのは答えになっていないんですよ。

もう完全に担当者1人に任せちゃっていて、全く我々も上司も一切知らなかったと。

[「知っているって」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

知っているんですか。

意味が私も分からないよな。そういうふうな答えでいいんですか。今の話じゃないけれども、分かっていたんですか。分かっているやらなかったという答えですか。それでもって、分限懲戒委員会のペナルティーはあの程度だったんですか。

副市長呼んでもらって、分限懲戒委員会の中身ちょっと説明してもらおうか。

だって分かんないでしょう。今の言っている内容では。

今の説明じゃ全く無責任な話しかしていないわけだから。

副市長が出席できるか確認していただけますか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時34分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時38分]

質問を求めます。

○矢口龍人委員

今問題になっているのは、介護長寿課の還付ミスに対して、分限懲戒委員会が開かれて、懲罰が出たというふうなことなんですけれども、どういう内容だったのか、その原因を我々分からないものですから、先ほど聞いても説明が全くないんですよ。

ですから、副市長ももちろんそういう内容を把握しているでしょうから、説明をいただきたいと思います。

○副市長（飯塚一政君）

ただいまの質問にお答えいたします。

分限懲戒委員会で明らかになった事項として、未還付事案については、まず、第1点に担当が代わったばかりで事務に不慣れでうまく事務処理ができなかったという部分ではありますが、それを組織的に把握した後も適切な措置が取られずに令和3年度のみならず、令和5年度も過ぎて処理になったという格好で、私としては、個人の責任以上に組織的な対応がまずかったという部分で、責任を管理監督者も担当者と同等以上に求めたという結論になっております。

○櫻井繁行委員

組織体制としての欠如ということで今副市長おっしゃっていたけれども、全員協議会でも力強く今後の再発防止、しっかり取り組んできますなんておっしゃっていたけれども、副市長を中心に、どういった形で、今後市民の信頼回復に取り組んでいくお気持ちがあるのか、お伺いします。

○副市長（飯塚一政君）

今般の未還付事案の個別事務事業の、例えば先ほど設楽委員からもありましたマネジメントサイクルというような話もあるんですが、私で、説明したのは、今回の不適切処理にかかわらず、ここ1年ぐらの間に複数件こういった問題が発生しております。そこを重く捉えまして、まずはその原因は、コンプライアンス意識が非常に低いという格好で、この間の全員協議会でもご説明させていただきましたが、そこをもう一回職員の意識を徹底するという格好で、新たに職員研修、できれば管理監督者だけでなく、新規採用職員も含めて全職員を対象としたような研修をやるというのと、あとは人事評価がかなり形骸化していると。問題とされた職員が、いわゆるABCDEの5段階評価で標準とされるCとされ

ているような職員もいたんですね。全然人事評価が機能していないという格好で、そこも見直しをします。徹底的に見直しをした上で、問題ある職員については、勤務実績不良職員として指定した上で、分限処分等の厳しい対処をしていくと。

それと、もう一つは、今回の案件は、書き込みといいますか、ホームページ上のアンケートという形式を取って出ているものです。内部の職員、外部か分かりませんが、少なくとも内部職員が不適正な事務処理を見たときには、通報できる制度を拡充する必要があると感じまして、外部に内部公益通報受付窓口を設けるという格好で弁護士事務所に設置するという格好で考えております。これは全体的な取組です。

個別事務事業はそれぞれ事務フローをもう一度見直した上で、二重三重チェックを行った上で防ぐ方法を考えていしかないかなと考えております。

○櫻井繁行委員

副市長も経験豊富な方でしょうから、しっかり副市長を中心に改善に取り組んでいただきたいのと、前から思っていたんだけれども、決算書も含めて事務事業評価シートもすごく慣例に倣ったような、ちょっとおざなりになっているような、K P I が例年どおりだったりとか、今副市長がおっしゃったような部分の心情が、多少職員の中にも流れている可能性もあるので、やはりそういったところは、研修を含めて、全体でしっかり見直す時期に来ていると思うので、本当に職員の皆さんも活力みなぎるような職場環境になるように取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（飯塚一政君）

先ほどコンプライアンスの欠如というのを申し上げましたけれども、一番欠如しているのは、やっぱり市民目線で考えるという欠如だと思っております。そういう意味では今回の還付金という、これだけ何年間も未処理でいて、しかも組織的に把握した後も全然対処を取らないというのはあり得ない事態だと私は思っております。そういったところ、意識から徹底的に変えていく必要があると思っております。

○櫻井繁行委員

おっしゃるように、ある程度地方公務員というのは、サービス業のようなところもあると僕は思うんです、副市長。やっぱり市民目線でしっかり市民の幸福度を上げていくというところは。

ですから、そういったところも含めて、ぜひ中心になって行っていただきたいですし、今日は定例会の議案審査特別委員会ということで、櫻井健一委員長を中心に進めてきましたけれども、明日から予備日ということですが、やっぱりこういった案件のときには、事務方のトップである副市長が必ず臨席をいただいて、別室で確認をされているのかも分かりませんが、やはりこういったときにはしっかりこの場に臨席をして議案等に調整いただきたいという、これはこれからの要望になりますけれども、ぜひお願いしたいんですが、いかがですか。

○副市長（飯塚一政君）

ご要望のとおり対応してまいりたいと考えております。

それと、1点補足なんですけど、分限懲戒委員会で職員の処分を決めるわけなんですけれども、正直申し上げて、かなり厳しい意見もあった中で、減給と戒告という今回の処分になったということで、もっと厳しい意見を言う職員もおりました。そこを申し添えます。ただ、これまでの事例とかもありますので、他自治体の事例等も踏まえての処分になったということで、ご理解いただきたいと存じます。大変申し訳ありませんでした。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○来栖丈治委員

今までのことは説明されたとおりでと思うんですけれども、取りあえず今回のいわゆる支払いの原資は、基金の繰入金という形になっていると思うんですよね。そうすると、令和5年度末で残ろうとしていた基金と、差額がこのことによって発生しているんじゃないかなと思うんですけれども、その影響額は把握されていますでしょうか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

当初2億1000万円からスタートで計上しているところで、第9期の保険料を計算させていただきました。令和5年度末に9995万1000円。それと、令和6年度の当初で約1000万円の計約1億1000万円を取り崩していますので、その分につきましては、今後の保険給付について影響は出るものと考えております。ただ、第9期の計画も令和6年度から始まっておりますので、現在の基金残額が、約1億円程度だと思われていますが、そちらが令和6年度、7年度くらいで様子を見ながらとはなってしまうんですが、給付費がまた想定よりも上がってしまった場合には、財政安定化基金等の活用も考えていく必要があるかなと考えております。

○来栖丈治委員

取りあえず今の令和6年度から3年間の介護福祉計画、保険料設定だったと思うんで、その影響額等があるとして、部長からおっしゃられたように、諸準備しておいたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

給付費の上昇に伴いまして、なるべく早くその対応ができるようよく見てまいりたいと考えております。

○来栖丈治委員

どんどん高齢化が進んでいく中で、対象者が増えていくような世情にあると思うんですよね。ですから、一概に数字は思ったように出ていかないと思いますので、早め早めの対応をお願いできればと思います。

○櫻井健一委員長

答弁もらいますか。大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（加藤洋一君）

議案第40号につきまして、現在教育委員会で進めております部活動地域移行の実証を行うための委託事業費となります。詳細につきましては、学校教育課、斎藤課長よりご説明いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

追加議案概要書の1ページ、併せまして議案集におきましては、別冊の追加提出となります。そちらの7ページをお願いしたいと思います。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時51分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時51分]

このまま説明続けていただいてよろしいですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、別冊の追加提出の議案集になります。7ページをお願いします。

初めに、歳入となります。

16款県支出金、3項県委託金、5目教育費県委託金、1節部活動地域移行委託金。補正予算額としましては82万3000円となります。部活動地域移行実証事業委託金となります。

この委託金につきましては、スポーツ庁が公表した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、改革の第一歩として、休日の部活動を段階的に地域のスポーツ活動に移行することとしていることから、子どもたちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行う事業として、県から市町村教育委員会へ委託されるものとなります。

補助率、助成率につきましては、10分の10となります。

続いて、議案集の次のページ、8ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、01生徒支援事業、0104中学校部活動支援に要する経費。補正予算額82万5000円となります。先ほど歳入で説明しました部活動地域移行実証事業に関わる経費ついて計上したものとなります。

説明欄にございます7節地域クラブ活動指導謝礼につきましては、移行実証を行う部活動を5つの部活動としており、そこに携わる指導者に対する講師謝礼となります。

次に、11節の保険料ですが、同じく指導者を対象に加入するスポーツ保険の保険料となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

こちら一般質問だったり、全員協議会で発言させていただいていたんですが、地域移行をするに当たっては、施設の問題があったり、指導者の問題と費用の問題があるというふうにご答弁いただいていたんですけども、改めてこの実証事業ということで、5競技82万5000円、この講師謝礼というのは、

そのうちの80万6000円なのかもしれないけれども、ここの内訳を教えてくださいたいんですが、お願いします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

こちら実証事業の事業費内訳でございますが、まず、この謝礼でございますけれども、こちらは謝礼と旅費が含まれております。

まず、謝礼でございますけれども、5競技掛ける2名の指導員掛ける3時間掛ける18回掛ける時給が1,331円で、計算しますと71万8740円が謝礼となります。

次に、旅費、こちら交通費でございますけれども、5競技掛ける指導者2名掛ける18回掛ける480円ということで8万6400円、こちら71万8740円プラス8万6400円の合計が80万5140円ということになります。

○櫻井繁行委員

月額おおむね3,000円ぐらいは、なんてアンケート調査でもあったように、モデル事業ということで1,331円とかご答弁いただいたんですが、これも内訳、改めて資料という形で捉まえておきたいので、いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

資料は後ほど提出させていただきます。

○櫻井繁行委員

それと、もう一点だけ。

今回かすみがうら市が先進事業というか、実証事業に手を挙げていただいて、積極的に取り組んでいるということはすごく評価していきたいと思うんですが、近隣市町村とか、茨城県内の動向を確認させていただきたいんですが、お願いいたします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

実証事業、県内の取組状況でございますが、まず、令和5年度でございます。こちら令和5年度は18市町村でございます。

続きまして、令和6年度でございますが、令和6年度は33市町村が実証事業に取り組んでおります。

○櫻井健一委員長

ほかにごいませんか。

○設楽健夫委員

令和5年度、実証事業ということで18市町村、今年になって33市町村ですかね。様々な今までの経過を見ると、令和5年度の18市町村というのは、この選択の中で、かすみがうら市が抜けていますけれども、ほとんど我が市以外はこの18市町村の中に入っていますよね。その辺がどういう選択でこういうふうになったのかというのをちょっと分かれば教えてもらえますか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

かすみがうら市で、まず、内部の組織としまして、部活動地域移行検討協議会を昨年度立ち上げました。これは、教育委員会事務局の管理職と学校長と体育主任の先生方、内部だけの検討協議会というのが、昨年度立ち上がったので、その中で協議した結果、今年度の実証事業という形になります。恐らく令和5年度の18市町村については、もう既にその前に検討協議会等が立ち上がって、既に議論も始まっていたことの始まりだと思っています。市に限っては、令和5年度はそこまで実証事業として取り組むことができなかったのではないかと推測しています。

○設楽健夫委員

部活動地域移行では、例えば霞ヶ浦中学校の野球部は、部員は0人なんですね。なぜそういうふうな

状況になってきているのかということについては、やっぱり様々な情報が飛んでいるという中で、父兄も、あるいは小学校の生徒も戸惑っていた流れがあるような気もするんですね。

近隣市町村では、土浦市は既にこの補助金については、去年の夏ぐらいに給付はされていますよね。それで、部活動移行へのパンフレットももうできていると。我々が今つくろうとする協議会についても既に出来上がっていると。基本的な学校の先生なんかも、やっぱり様々な形で悩んでいるところでの基本的な考え方をしっかりと立てていたと。それは、1つは、ウィークデーは部活として運営すると。土日にクラブといいますか、支援者で指導員ですか、それで運営していくと。施設については、学校及び市の施設を活用して、父兄等に負担にならないような形で進めていくというような形で大体まとまってきたんですね。

そういう形でのまとまり方というのは、恐らくこれから私達がかすみがうら市でやっていく上では、石岡市とか土浦市とか周りではほとんどやっていますから、そういうところのいいところを全部取り上げて、後発で行きますけれども、丁寧に進めていくということが必要になってきているんじゃないかなとは思うんですけれども、それで先行して、例えばクラブチームで走っている子どももいる。そういう子どもたちも今後どういうふうにしていくのかということについては、やはり丁寧に進めていく必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの18市町村の先行しているその例をしっかりとやはり研究をして、基本的な考え方をしっかりさせ、そして進められていくことをぜひお願いをしたいなと思うんですが。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

設楽委員のおっしゃるとおりでございまして、現在の本市の部活動については、そういった実情が発生しておるのは事実でございます。ですので、我々としましても近隣市に、設楽委員がおっしゃるように、土浦市、また隣接している石岡市もございます。もう先行して実証事業も進めておりますので、そういったいいところを参考にしながら、これから本市としても運営団体を設立する関係もございまして、参考にして進めていきたいと思っておりますし、また、リーフレット等も作成しまして、保護者並びに教職員においても丁寧な説明をしていきたいなと思っております。

○櫻井健一委員長

ほかにございせんか。

○来栖丈治委員

保険料というのが今1万9000円ということでありまして、どのような保険なのか確認したいと思います。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

保険料のどこまでが対応できるかというのは、正直今私自身把握はしてございませんけれども、この指導者の保険料については、公益財団法人のスポーツ安全協会という組織がございまして、その指導者保険、これが1,850円なんですけれども、その保険を活用したいと考えておりまして、ほかの実証事業を行っている市町村もこの保険を活用しているということで、県が推奨しておりますので、加入を進めたいと思っております。

○来栖丈治委員

実際指導者の協力料というか、非常に安く感じましたものですから、往復での例えば指導者の交通事故の問題、もう一つは、教わっている子どもたちの事故の問題とかもあると思うんですね。ですから、そういった面で気の利いたというか、きちんとした保険の仕組みというか、そういうものを用いていかないと、なかなか受け取る側として思い切っていけないのかなというようなことを感じたものですから、

いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まず、指導者保険については、今回国の実証事業の対象ということで計上しております。説明が漏れたかもしれませんが、当然生徒分も土日、部活動に参加しますので、そちらの保険につきましては、今回国の実証事業の予算、対象外ということですので、市の単独予算として既に7万2000円を当初に計上してございますので、生徒の保険分についてはそちらで対応したいと思っております。

○来栖丈治委員

指導をお願いするんですから、いろんなトラブルは少ないんだろうと思うんですけども、指導している側と保護者も入ったりして、なかなかもめるケースも今まで何度も見てきたものですから、そういった面で何か起きたときのための損害賠償的なものも見据えた形で、丁寧な進め方をしていただきたいと思います。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まさに来栖委員のおっしゃるとおりでございますけれども、我々としましてもそこは丁寧に、今回の実証事業を含めて、その中で検証していくことも必要だと思っておりますので、近隣市の動向等も踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

[午後 5時06分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 5時06分]

次に、発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

ここで議事進行を副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○井出有史副委員長

発議者から特に補足説明等はございませんか。

○櫻井健一委員長

では、発案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大によって市議会に及ぼした影響を鑑み、令和2年4月に総務省から新型コロナウイルス感染症に関わる地方公共団体における議会の委員会の開催方法についてという通知が発出され、地方議会でのオンライン委員会の開設の可能性が示されました。

その中でオンライン委員会を開くことで、市民のために必要な議論を行うことができること等、議会運営委員会の中でそのような提案をさせていただき、議会だより編集特別委員会のメンバーでオンライン委員会の可能性について技術的な検証を行いました。

その結果、何とか実現が可能だという結論に至り、感染症の蔓延や大規模災害の発生等により委員会の参集が困難な状況でもオンライン委員会を開くことができれば、市民の安全性や迅速な対応を議論する場を設けることが可能になるということで、以下の3点の期待される効果を見込みました。

1点目として、迅速な対応。緊急事態において物理的な参集が難しい場合でも、オンライン委員会を開くことで早急に必要な対策を議論、決定することができます。これにより、市民の安全性をより迅速に確保することが可能となります。

2点目として、潤滑かつ効率的な運営です。地理的な制約を受けずに委員が各自の安全な場所から参加できるため、災害時や感染症の蔓延時でも委員会の開催が継続的に行えます。また、物理的な移動時間が省け、効率的に議論を進めることができます。

3点目として、参加者の安全確保です。感染症のリスクを減少させるため、オンラインでの委員会開催は有効です。委員が安全な環境で参加できることで健康を守りながら重要な議論を行うことができます。

以上の理由からオンライン委員会の導入は市民の安全確保や迅速な対応のために極めて重要であり、その実現に向けた取組を進めるべきと考え、提案いたしました。

関連条例を改正案を提出させてもらった理由として説明いたします。

○井出有史副委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、櫻井健一委員に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

実証実験を行ったということなのですが、これは、我々が使っているタブレットで実証実験をやったんでしょうか。

○櫻井健一委員長

我々が持っているタブレットプラス委員会室にモニターを置きまして、モニタープラスマイク等を置きまして、皆さんの声、またこちらの声が各委員に届くかどうか、そういったことを検証してまいりました。

○佐藤文雄委員

このタブレットでは、音声とかそういうこともできなかったんじゃないですか。

これ、いずれにしてもこのタブレットを使うということができるといえることですね。

○櫻井健一委員長

庁舎内の部署のZoomが開けるような会議システムがございまして、そのIDやシステムを利用して、利用することができるというような検証ができて、実証ができたというような説明です。

○井出有史副委員長

ほかにございせんか。

○来栖丈治委員

参考までになんですが、委員会のいわゆるオンラインの利活用、そういうようなことをしている市町村が分かれば、教えいただきたい。

あと、この前話ししましたけれども、どこまでというのは市町村によって大きな差があるということは聞いておりますので、その辺だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

今回オンライン委員会を開催するに当たって検証した項目で、1つは、感染症の要件をどこまで考えるかということですね。開催している県内の市町村の中で、感染症を要件とするものは県内で該当なしでした。また、感染症要件プラス災害要件とするものは、取手市、稲敷市、下妻市、利根町、阿見町、美浦村、古河市、東海村、土浦市となっております。

そのプラス・アルファで感染症要件プラス災害要件プラス育児・介護要件とするものは、那珂市、つくば市、それプラス委員長が必要と認めるものというところは、県で該当なしとなっております。

この中で、育児・介護等の採用というところが、一緒に検証したメンバーで議論となりましたが、プライバシーの取扱いですとか、後ろに介護する人が、ほかに人がいるところでやるのが望ましいかどうかというところの検証までは至らなかったもので、今後先に起こり得る災害について対応できるように、本市では、感染症要件と災害要件ということに決めました。

○来栖丈治委員

いろんなケースがあるということで委員長よく調べていただいているということです。

しかし、やっぱり議員全体が同じ情報を共有した上で、今おっしゃられたように、育児であるとか汎用性を広げたりするような議論が今後必要になってくると思いますので、そういった情報の部分が共有できればと思いますが、いかがですか。

○櫻井健一委員長

取りあえず今回オンラインの会議が制定できるような一部の条例改正というところを行った後に、そのような必要性があったときに、また、研究を重ねていく必要性があればやっていくというようなことで考えております。

○井出有史副委員長

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○井出有史副委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○井出有史副委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○井出有史副委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで委員長職を交代いたします。

[委員長交代]

○櫻井健一委員長

委員長を交代いたします。

以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ないようですので、以上をもって令和6年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時16分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 健 一